**平成２５年（フ）第４７８号**
熊本県上益城郡益城町大字宮園717番地４、前住所熊本県上益城郡益城町大字木山544番地　市ノ後団地６棟206号
債務者　福本　竜司
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第４８０号**
熊本県宇土市松山町2797番地１、前住所熊本県宇城市小川町南海東1970番地２
債務者　岩本　勝也
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第５２号**
山口県周南市舞車町２番25―404号
債務者　苅田　忠臣
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２５年（フ）第６１号**
山口県下松市大字末武下559番地
債務者　森野喜美子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２５年（フ）第１１１４号**
名古屋市天白区平針南３丁目1110番地　平針住宅８街区36号
債務者　伊藤　年雄
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１２６３号**
愛知県あま市七宝町秋竹廻場327番59、前住所愛知県稲沢市祖父江町桜方川田947番地９
債務者　入山てるみ
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第４６６号**
熊本市北区植木町宮原598番地　７号室
債務者　森川　継慎
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第５４号**
大阪市東淀川区西淡路１丁目６番２―401号
債務者　田中賢二郎
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２２１３号**
大阪府大東市新町18―16、住民票上の住所大阪市生野区舎利寺２丁目７番３号　メゾン・ド・ラペ303
債務者　中本　和子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２４６１号**
大阪府大東市明美の里町18番67号　サリアン明美の里101号
債務者　奥平　啓介
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２５４８号**
大阪市住吉区浅香２丁目１番９―106号
債務者　池田　邦子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３１５８号**
大阪府吹田市川園町60番３―206号
債務者　森田　葉子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３３０４号**
大阪府八尾市幸町５丁目67番地　市営住宅35―15号
債務者　藤岡　結依
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３３３８号**
大阪府池田市上池田２丁目４番６―304号
債務者　奥山紀代美
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３３８６号**
大阪府東大阪市長田中２丁目１番11―601号
債務者　杉原　規嗣
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３４１２号**
大阪市都島区友渕町１丁目５番８―1201号
債務者　野澤みさを
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３４１９号**
大阪府吹田市南吹田４丁目６番12号
債務者　久門　一良
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部